平成２１年（フ）第１５０５号
東京都武蔵村山市大南２丁目30番地の11
債務者　戸塚　功宏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５２３号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート25―408
債務者　八百下　眞
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０５号
島根県浜田市浅井町122番地19
債務者　佐々木卓二
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１１０号
島根県浜田市金城町下来原997番６地
債務者　小川八重子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１１５号
島根県浜田市内村町178番地９
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１１８号
島根県江津市桜江町小田328番地
債務者　竹下　　貴
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１４９２号
東京都あきる野市秋川６丁目14番地２
債務者　土淵　　勲
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２５３号
山口県周南市住崎町13番10―1102号　石川方、前住所山口県周南市城ヶ丘３丁目３番７号
債務者　坪井　　勇
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２５８号
山口県周南市東山町1471―５コアマンション東山701、住民票上の住所山口県周南市遠石２丁目12番32号
債務者　芝　　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２６４号
山口県周南市大字大河内700番地の358
債務者　古谷　信雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２６６号
山口県周南市橋本町２丁目18番地、前住所山口県周南市みなみ銀座２丁目32番地
債務者　新田　浩史
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１５０４号
東京都町田市成瀬３丁目11番地２しあわせ野41―１
債務者　渡邉　光枝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９７１号
静岡市葵区瀬名７丁目25番28号
債務者　碓井　　準
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３１２号
北海道中川郡幕別町札内青葉町４番地の４カーサチロット103
債務者　松田　有功
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
北海道帯広市柏林台南町４丁目１番地　柏南10―1043号室
債務者　伊藤　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係